

「専利法の一部を改正する新旧条文」対照表

(訳注：専利法は日本の特許法、実用新案法及び意匠法を含む法律)

審査会で可決した条文	現行条文
<p>第 29 条（可決条文）</p> <p>前条の規定により優先権を主張しようとする者は、特許出願と同時に次の事項の申出をしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 最初の出願の出願日。 2. 当該出願を受理した国又は WTO 加盟国。 3. 最初の出願の出願番号。 <p>出願人は、最先の優先日から 16 ヶ月以内に、前項の国又は WTO 加盟国が受理を証明した出願書類を提出しなければならない。</p> <p>第 1 項第 1 号、第 2 号又は前項の規定に違反する場合、優先権を主張しなかったものとみなす。</p> <p>出願人が故意ではなく、特許出願と同時に優先権を主張しなかった場合、又は第 1 項第 1 号、第 2 号の規定違反により主張しなかったものと見なされた場合、最先の優先日から 16 ヶ月以内に、優先権主張の回復を申請し、ならびに、申請費用を納付し、かつ第 1 項の行為を補完することができる。</p>	<p>第 29 条（現行条文）</p> <p>前条の規定により優先権を主張しようとする者は、特許出願と同時に次の事項の申出をしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 最初の出願の出願日。 2. 当該出願を受理した国又は WTO 加盟国。 3. 最初の出願の出願番号。 <p>出願人は、最先の優先日から 16 ヶ月以内に、前項の国又は WTO 加盟国が受理を証明した出願書類を提出しなければならない。</p> <p>第 1 項第 1 号、第 2 号又は前項の規定に違反する場合、優先権を主張しなかったものとみなす。</p> <p>出願人が故意ではなく、特許出願と同時に優先権を主張しなかった場合、又は前項の規定により主張しなかったものと見なされた場合、最先の優先日から 16 ヶ月以内に、優先権主張の回復を申請し、ならびに、申請費用を納付し、かつ第 1 項及び第 2 項規定の行為を補完することができる。</p>
<p>第 34 条（可決条文）</p> <p>特許を出願した発明が、実質上 2 以上の発明である場合、特許主務官庁の通知又は出願人の請求により、出願を分割することができる。</p> <p>分割出願は、次の各号の期間内に行わ</p>	<p>第 34 条（現行条文）</p> <p>特許を出願した発明が、実質上 2 以上の発明である場合、特許主務官庁の通知又は出願人の請求により、出願を分割することができる。</p>

<p>なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原出願の再審査の査定前。 2. 原出願の特許査定書、<u>再審査の特許査定書送達後3ヶ月以内</u>。 <p>分割後の出願も、原出願の出願日を出願日とする。優先権がある場合、依然として優先権を主張することができる。</p> <p>分割後の出願は、原出願出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面に開示されている範囲を超えることはできない。</p> <p>第2項第1号規定の分割後の出願は、原出願ですすでに完了した手続から審査を続行しなければならない。</p> <p><u>第2項第2号の規定により分割出願するときは、原出願の明細書又は図面で開示された発明、かつ特許査定された請求項に係る発明と同じではない発明から、分割を出願しなければならない</u>。分割後の出願は、原出願特許査定前の審査手続を続行しなければならない。</p> <p>原出願で特許査定された明細書、<u>特許請求の範囲又は図面を変更してはならず、特許査定時の特許請求の範囲及び図面で公告される</u>。</p>	<p>分割出願は、次の各号の期間内に行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原出願の再審査の査定前。 2. 原出願の特許査定書送達後30日以内。<u>ただし、再審査での査定の場合、分割することができない</u>。 <p>分割後の出願も、原出願の出願日を出願日とする。優先権がある場合、依然として優先権を主張することができる。</p> <p>分割後の出願は、原出願出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面に開示されている範囲を超えることはできない。</p> <p>第2項第1号規定の分割後の出願は、原出願ですすでに完了した手続から審査を続行しなければならない。</p> <p>第2項第2号規定の分割後の出願は、原出願特許査定前の審査手続を続行しなければならない。原出願は特許査定時の特許請求の範囲及び図面で公告される。</p>
<p>第46条（可決条文）</p> <p>特許出願が第21条から第24条、第26条、第31条、第32条第1項、第3項、第33条、第34条第4項、<u>第6項前段</u>、第43条第2項、第44条第2項、第3項又は第108条第3項の規定に違反する場合、特許拒絶査定を下さなければならない。</p> <p>特許主務官庁は前項の査定前に、期限を定めて、応答するよう出願人に通知</p>	<p>第46条（現行条文）</p> <p>特許出願が第21条から第24条、第26条、第31条、第32条第1項、第3項、第33条、第34条第4項、第43条第2項、第44条第2項、第3項又は第108条第3項の規定に違反する場合、特許拒絶査定を下さなければならない。</p> <p>特許主務官庁は前項の査定前</p>

<p>しなければならない。期限が過ぎても応答しなかった場合、ただちに特許拒絶査定を下す。</p>	<p>に、期限を定めて、応答するよう出願人に通知しなければならない。期限が過ぎても応答しなかった場合、ただちに特許拒絶査定を下す。</p>
<p>第 57 条（可決条文） 何人も、延長が許可された特許権存続期間が、次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、証拠を添付して、特許主務官庁に無効審判を請求することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特許の実施について許可証を取得する必要がないとき。 2. 特許権者又は実施権者が許可証を取得していないとき。 3. 延長を許可された期間が、実施することができない期間を超えているとき。 4. 特許権存続期間の延長を申請した者が特許権者でないとき。 5. 延長を申請した許可証が最初の許可証ではない場合、又は当該許可証に基づく延長がかつてあったとき。 6. 特許権の延長が許可された医薬品が動物用薬品であるとき。 <p>特許権の延長につき、無効審判の結果、無効にすべき旨の審決が確定した場合、原延長を許可された期間は、最初から存在しなかったものとみなす。ただし、前項第 3 号の規定の違反に対する無効審判について無効審判成立の審決が確定した場合、当該超過期間につき、延長されなかったものとみなす。</p>	<p>第 57 条（現行条文） 何人も、延長が許可された特許権存続期間が、次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、証拠を添付して、特許主務官庁に無効審判を請求することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特許の実施について許可証を取得する必要がないとき。 2. 特許権者又は実施権者が許可証を取得していないとき。 3. 延長を許可された期間が、実施することができない期間を超えているとき。 4. 特許権存続期間の延長を申請した者が特許権者でないとき。 5. 延長を申請した許可証が最初の許可証ではない場合、又は当該許可証に基づく延長がかつてあったとき。 6. <u>取得した許可証により承認された外国での試験期間に基づいて特許権存続期間の延長を申請した場合、その許可された延長期間が、当該外国の特許主務官庁が認可した期間を超えているとき。</u> 7. 特許権の延長が許可された医薬品が動物用薬品であるとき。 <p>特許権の延長につき、無効審判</p>

	<p>の結果、無効にすべき旨の審決が確定した場合、原延長を許可された期間は、最初から存在しなかったものとみなす。ただし、前項第 3 号、<u>第 6 号</u>の規定の違反に対する無効審判について無効審判成立の審決が確定した場合、当該超過期間につき、延長されなかったものとみなす。</p>
<p>第 71 条（可決条文） 特許権が、次の各号のいずれかの事情に該当するとき、何人も、特許主務官庁に対し、無効審判を請求することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第 21 条から第 24 条、第 26 条、第 31 条、第 32 条第 1 項、第 3 項、第 34 条第 4 項、<u>第 6 項前段</u>、第 43 条第 2 項、第 44 条第 2 項、第 3 項、第 67 条第 2 項から第 4 項、又は第 108 条第 3 項の規定に違反するとき。 2. 特許権者の属する国が中華民国国民の出願を受理しないとき。 3. 第 12 条第 1 項の規定に違反する場合、又は特許権者が特許出願権者ではないとき。 <p>利害関係者に限り、前項第 3 号の事情をもって無効審判を請求することができる。</p> <p>特許権につき無効審判を請求することのできる事情は、その特許査定時の規定によるものとする。ただし、第 34 条第 4 項、<u>第 6 項前段</u>、第 43 条第 2 項、第 67 条第 2 項、第 4 項又は第 108 条第 3 項に規定する事情をもって、無効審判を請求する場合には、無効審判請求</p>	<p>第 71 条（現行条文） 特許権が、次の各号のいずれかの事情に該当するとき、何人も、特許主務官庁に対し、無効審判を請求することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第 21 条から第 24 条、第 26 条、第 31 条、第 32 条第 1 項、第 3 項、第 34 条第 4 項、第 43 条第 2 項、第 44 条第 2 項、第 3 項、第 67 条第 2 項から第 4 項、又は第 108 条第 3 項の規定に違反するとき。 2. 特許権者の属する国が中華民国国民の出願を受理しないとき。 3. 第 12 条第 1 項の規定に違反する場合、又は特許権者が特許出願権者ではないとき。 <p>利害関係者に限り、前項第 3 号の事情をもって無効審判を請求することができる。</p> <p>特許権につき無効審判を請求することのできる事情は、その特許査定時の規定によるものとする。ただし、第 34 条第 4 項、第 43 条第 2 項、第 67 条第 2 項、第</p>

<p>時の規定によるものとする。</p>	<p>4 項又は第 108 条第 3 項に規定する事情をもって、無効審判を請求する場合には、無効審判請求時の規定によるものとする。</p>
<p>第 73 条（可決条文） 無効審判請求は、無効審判請求の趣旨、理由を明記した無効審判請求書を備え、ならびに証拠を添付しなければならない。 特許権に 2 以上の請求項がある場合、一部の請求項について無効審判を請求することができる。 無効審判請求の趣旨は、提起後に変更又は追加することはできないが、縮減することができる。 無効審判請求人は、理由又は証拠を補充提出する場合、無効審判請求提起後 <u>3 ヶ月以内にこれを行わなければならない</u>、<u>期限を過ぎて提出した場合は斟酌しない</u>。</p>	<p>第 73 条（現行条文） 無効審判請求は、無効審判請求の趣旨、理由を明記した無効審判請求書を備え、ならびに証拠を添付しなければならない。 特許権に 2 以上の請求項がある場合、一部の請求項について無効審判を請求することができる。 無効審判請求の趣旨は、提起後に変更又は追加することはできないが、縮減することができる。無効審判請求人は、理由又は証拠を補充提出する場合、無効審判請求提起後 1 ヶ月以内にこれを行わなければならない。ただし、無効審判審決前に提出した場合には、依然として、<u>これを斟酌しなければならない</u>。</p>
<p>第 74 条（可決条文） 特許主務官庁は、前条の無効審判請求書を受理した後、当該無効審判請求書の副本を特許権者に送達しなければならない。 特許権者は副本送達後 1 ヶ月以内に答弁しなければならない。予め理由を説明して期限延長が許可された場合を除き、期限を過ぎても答弁がない場合は、ただちに審査する。 <u>無効審判請求事件の審理期間中に、特許権者は答弁、補充答弁の通知を受け</u></p>	<p>第 74 条（現行条文） 特許主務官庁は、前条の無効審判請求書を受理した後、当該無効審判請求書の副本を特許権者に送達しなければならない。 特許権者は副本送達後 1 ヶ月以内に答弁しなければならない。予め理由を説明して期限延長が許可された場合を除き、期限を過ぎても答弁がない場合は、ただちに審査する。 無効審判請求人が補充提出する</p>

<p><u>たとき、又は応答期間内にのみ訂正請求することができる。ただし、特許権に係わる訴訟事件に係属している場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>特許主務官庁が無効審判請求人に意見を陳述し、特許権者に補充答弁又は応答するよう通知する必要があると認めたととき、無効審判請求人又は特許権者は通知送達後 1 ヶ月以内にこれを行わなければならない。期限延長が許可された場合を除き、期限を過ぎて提出した場合は斟酌しない。</u></p> <p><u>前項の規定により提出された意見陳述又は補充答弁が審査を遅滞させるおそれがある場合、又はその事実証拠がすでに明らかである場合、特許主務官庁はただちに審査することができる。</u></p>	<p>理由又は証拠が審査を遅滞させるおそれがある場合、又はその事実証拠がすでに明らかである場合、特許主務官庁はただちに審査することができる。</p>
<p>第 77 条（可決条文）</p> <p>無効審判請求事件の審査期間中に、訂正請求がある場合、両方の審査及び審決を併合して行わなければならない。</p> <p><u>前項訂正請求につき、特許主務官庁の審査の結果、訂正が認められた場合、訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面の副本を無効審判請求人に送達しなければならない。ただし、請求項の削除のみの訂正請求の場合は、この限りでない。</u></p> <p>同一の無効審判請求事件の審査期間に、2 以上の訂正請求がある場合、先に提出した訂正請求は、取り下げられたものとみなす。</p>	<p>第 77 条（現行条文）</p> <p>無効審判請求事件の審査期間中に、訂正請求がある場合、両方の審査及び審決を併合して行わなければならない。当該訂正請求につき、特許主務官庁の審査の結果、訂正が認められた場合、訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面の副本を無効審判請求人に送達しなければならない。</p> <p>同一の無効審判請求事件の審査期間に、2 以上の訂正請求がある場合、先に提出した訂正請求は、取り下げられたものとみなす。</p>
<p>第 107 条（可決条文）</p> <p>実用新案登録を出願した実用新案が、</p>	<p>第 107 条（現行条文）</p> <p>実用新案登録を出願した実用新</p>

<p>実質上 2 以上の実用新案である場合、特許主務官庁の通知又は出願人の請求により、出願を分割することができる。</p> <p>分割出願は<u>次の各号の期間内に行わなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>原出願の処分前。</u> 2. <u>原出願につき、登録をすべき旨の処分書の送達後 3 ヶ月以内。</u> 	<p>案が、実質上 2 以上の実用新案である場合、特許主務官庁の通知又は出願人の請求により、出願を分割することができる。</p> <p>分割出願は、原出願の処分前に行わなければならない。</p>
<p>第 118 条（可決条文）</p> <p><u>実用新案権者は第 120 条が準用する第 74 条第 3 項の規定による事情の他、次期間においてのみ訂正請求することができる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>実用新案権に係る実用新案技術報告請求が受理中の場合。</u> 2. <u>実用新案権に係る訴訟事件が係属中の場合。</u> 	<p>第 118 条（現行条文）</p> <p><u>特許主務官庁は、訂正請求の審査について、第 120 条が準用する第 77 条第 1 項の規定による他、方式審査を行い、ならびに処分書を作成して出願人に送達しなければならない。</u></p> <p><u>訂正が、方式審査の結果、次の各号のいずれかの事情を有すると認めるとき、訂正を許可しない旨の処分を行わなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>第 112 条第 1 号から第 5 号に規定されている事情がある場合。</u> 2. <u>明らかに、公告時の請求の範囲又は図面に開示されている範囲を超えている場合。</u>
<p>第 119 条（可決条文）</p> <p>実用新案権に次の各号のいずれかの事情がある場合、何人も、特許主務官庁に対し、無効審判を請求することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第 104 条、第 105 条、第 108 条第 3 項、第 110 条第 2 項、第 120 条が準用する第 22 条、第 120 条が準用する第 	<p>第 119 条（現行条文）</p> <p>実用新案権に次の各号のいずれかの事情がある場合、何人も、特許主務官庁に対し、無効審判を請求することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第 104 条、第 105 条、第 108 条第 3 項、第 110 条第 2 項、第 120 条が準用する第 22 条、第

<p>23 条、第 120 条が準用する第 26 条、第 120 条が準用する第 31 条、第 120 条が準用する第 34 条第 4 項、<u>第 6 項前段</u>、第 120 条が準用する第 43 条第 2 項、第 120 条が準用する第 44 条第 3 項、第 120 条が準用する第 67 条第 2 項から第 4 項の規定に違反する場合。</p> <p>2. 実用新案権者の属する国が中華民國国民の出願を受理しない場合。</p> <p>3. 第 12 条第 1 項の規定に違反する場合、又は実用新案権者が実用新案登録出願権者ではない場合。</p> <p>利害関係者に限り、前項第 3 号の事情をもって無効審判を請求することができる。</p> <p>実用新案権につき無効審判を請求することのできる事情は、その登録許可査定時の規定によるものとする。ただし、第 108 条第 3 項、第 120 条が準用する第 34 条第 4 項、<u>第 6 項前段</u>、第 120 条が準用する第 43 条第 2 項又は第 120 条が準用する第 67 条第 2 項、第 4 項に規定する事情をもって、無効審判を請求する場合には、無効審判請求時の規定によるものとする。</p> <p>無効審判審決書には、特許審査官が署名しなければならない。</p>	<p>120 条が準用する第 23 条、第 120 条が準用する第 26 条、第 120 条が準用する第 31 条、第 120 条が準用する第 34 条第 4 項、第 120 条が準用する第 43 条第 2 項、第 120 条が準用する第 44 条第 3 項、第 120 条が準用する第 67 条第 2 項から第 4 項の規定に違反する場合。</p> <p>2. 実用新案権者の属する国が中華民國国民の出願を受理しない場合。</p> <p>3. 第 12 条第 1 項の規定に違反する場合、又は実用新案権者が実用新案登録出願権者ではない場合。</p> <p>利害関係者に限り、前項第 3 号の事情をもって無効審判を請求することができる。</p> <p>実用新案権につき無効審判を請求することのできる事情は、その登録許可査定時の規定によるものとする。ただし、第 108 条第 3 項、第 120 条が準用する第 34 条第 4 項、第 120 条が準用する第 43 条第 2 項又は第 120 条が準用する第 67 条第 2 項、第 4 項に規定する事情をもって、無効審判を請求する場合には、無効審判請求時の規定によるものとする。</p> <p>無効審判審決書には、特許審査官が署名しなければならない。</p>
<p>第 120 条（可決条文）</p> <p>第 22 条、第 23 条、第 26 条、第 28 条から第 31 条、第 33 条、第 34 条第 3 項から第 <u>7 項</u>、第 35 条、第 43 条第 2 項、第 3 項、第 44 条第 3 項、第 46 条</p>	<p>第 120 条（現行条文）</p> <p>第 22 条、第 23 条、第 26 条、第 28 条から第 31 条、第 33 条、第 34 条第 3 項、第 4 項、第 35 条、第 43 条第 2 項、第 3 項、第 44</p>

<p>第 2 項、第 47 条第 2 項、第 51 条、第 52 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 58 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項、第 59 条、第 62 条から第 65 条まで、第 67 条、第 68 条、第 69 条、第 70 条、第 72 条から第 82 条、第 84 条から第 98 条、第 100 条から第 103 条の規定は、<u>実用新案登録に準用する。</u></p>	<p>条第 3 項、第 46 条第 2 項、第 47 条第 2 項、第 51 条、第 52 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 58 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項、第 59 条、第 62 条から第 65 条まで、第 67 条、第 68 条第 2 項、<u>第 3 項、第 69 条、第 70 条、第 72 条から第 82 条、第 84 条から第 98 条、第 100 条から第 103 条の規定は、実用新案登録に準用する。</u></p>
<p>第 135 条（可決条文） 意匠権の存続期間は、出願日から起算して <u>15 年</u>をもって満了とする。関連意匠権の存続期間は、原意匠権と同時に満了する。</p>	<p>第 135 条（現行条文） 意匠権の存続期間は、出願日から起算して <u>12 年</u>をもって満了とする。関連意匠権の存続期間は、原意匠権と同時に満了する。</p>
<p>第 143 条（可決条文） 専利ファイル（包袋）の出願書類、明細書、特許請求の範囲、要約、図面及び図面説明について、<u>特許主務官庁が保存価値があると認めた場合、永久に保存しなければならない。</u> <u>前項以外の専利ファイル（包袋）は、以下の規定に従い一定期間保存しなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 特許出願について、特許査定の場合 30 年保存するほか、20 年保存しなければならない。</u> <u>2. 実用新案登録出願について、登録をすべき旨の処分の場合 15 年保存するほか、10 年保存しなければならない。</u> <u>3. 意匠登録出願について、登録をすべき旨の査定の場合 20 年保存するほか、15 年保存しなければならない。</u> 	<p>第 143 条（現行条文） <u>特許主務官庁は、特許ファイルの出願書類、明細書、特許請求の範囲、要約、図面及び図面説明を、永久に保存しなければならない。その他書類のファイルは、最長 30 年保存する。</u> <u>前項の特許ファイルは、マイクロフィルム、磁気ディスク、磁気テープ、光ディスクなどで保存することができる。前項の保存記録は、特許主務官庁が確認したものに限り、原ファイルと同一とみなし、元のペーパーファイルを廃棄することができる。保存記録の複製品は、特許主務官庁の確認を得た場合、それが真正品であると推定する。</u></p>

<p><u>前項の専利ファイル（包袋）の保存期間は、査定、処分、取下げ又は見なし取下げの日が属する年度の次年度開始日から起算する。</u></p> <p><u>本法中華民國 108 年（西曆 2019 年）4 月 16 日改正法の施行前の専利ファイル（包袋）については、その保存期間は改正施行後の規定を適用する。</u></p>	<p><u>前項の保存代用物の確認、管理、使用上の規則は、主務官庁が定める。</u></p>
<p>第 157 条の 2（新設）</p> <p>本法中華民國 108 年（西曆 2019 年）4 月 16 日改正法の施行前に、まだ査定されていなかった専利出願について、本法で別段の定めがある場合を除き、改正施行後の規定を適用する。</p> <p>本法中華民國 108 年（西曆 2019 年）4 月 16 日改正法の施行前に、まだ決定/審決されていなかった訂正請求及び無効審判請求について、改正施行後の規定を適用する。</p>	
<p>第 157 条の 3（新設）</p> <p>本法中華民國 108 年（西曆 2019 年）4 月 16 日改正法の施行前に、すでに査定又は処分された専利出願について、第 34 条第 2 項第 2 号、第 107 条第 2 項第 2 号に規定された期間を越えていない場合、改正施行後の規定を適用する。</p>	
<p>第 157 条の 4（新設）</p> <p>本法中華民國 108 年（西曆 2019 年）4 月 16 日改正法の施行日に、意匠権が存続している場合、その意匠権存続期間については、改正施行後の規定を適用する。</p> <p>本法中華民國 108 年（西曆 2019 年）4 月 16 日改正法の施行前に、意匠権が第</p>	

<p>142条第1項が準用する第70条第1項第3号の規定の事由により当然消滅し、改正施行後同条文第2項の規定を準用して意匠権の回復を申請した場合、その意匠権存続期間については、改正施行後の規定を適用する。</p>	
--	--